

労働審判から裁判闘争へ!!



本日、労働審判Ⅲの第2回審判が行われました。

審判官より「労働審判では、手続きに色々限界があって調べつくすことができない。従って、24条の1項で終了となる」との審判が告げられ、労働審判Ⅲは終了となりました。

今後は、成田委員長が原告となって裁判闘争となります。

ボーナスカット攻撃に抗して断固たたかおう!!



会社は「答弁書」で「労働審判手続を行うことが適正でないので、労働審判法第24条1項に基づき、本労働審判を終了されたい。」などと主張し、はじめから労働審判でたたかうことを避けていました。

また、私たちは3名の地本役員の労働審判での証言を求めて裁判所に上申しましたが、これに対しても会社側

は「意見書」なる物で3名の出席を拒むばかりか、新幹線地本や各地本のボーナスカット攻撃に対する情宣活動まで介入してきました。

このような会社の姿勢を糾弾し『ボーナスカット攻撃粉碎!!』『専任V反対!!』のスローガンを高らかに掲げて全組合員で闘おうではありませんか!!